

議案第2号

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年2月22日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

平成28年1月1日から個人番号の記載を要することとしていた国民健康保険税関係書類のうち、申告等の主たる手続と併せて提出される書類について、本人確認手続等に係る納税義務者の負担を軽減するために個人番号の記載を不要とすることから、富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

専決第7号

専決処分書

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

平成27年12月28日

富津市長 佐久間 清 治

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成27年富津市条例第39号）
の一部を次のように改正する。

第14条第2項を改め、同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の
前に1号を加える改正規定中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改める。

附則第2項中「並びに第14条第2項第1号」、「及び新条例第14条第2項に規定
する申請書」及び「及び第14条第2項に規定する申請書」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。